

追加要件承認および改正省エネ法対応に伴う 申請様式の変更について

2024年2月

目次

1. バイオマス熱供給施設方法論追加に伴う申請様式変更について

1-1. 第37回認証委員会における承認事項

1-2. グリーンエネルギーCO2削減計画認定・相当量認証申請様式の変更

2. 改正省エネ法対応に伴う申請様式変更について

2-1. 第36回および第37回認証委員会におけるご確認事項

2-2. グリーンエネルギーCO2削減相当量償却・取消申請様式の変更

1. バイオマス熱供給施設方法論追加に伴う申請様式 変更について

1-1.第37回認証委員会における承認事項

第37回認証委員会において、追加要件としてバイオマス熱供給施設方法論の追加について承認いただきました。

第37回認証委員会資料5_グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度の運営規則変更について

バイオマス熱供給施設の認証基準変更に伴う運営規則変更②

- 木質バイオマス以外の他のバイオマス燃料活用設備にも対応することで、グリーン熱の普及拡大に貢献し、CO2排出削減に寄与する取組であることから、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度においても、運営規則を変更し、方法論として「バイオマス熱供給施設」を追加してはどうか。

＜グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度 方法論の変更案＞

- ・ 既存の「木質バイオマス熱利用施設」、「木質バイオマス蒸気供給施設（熱電供給システム）」を統合し、木質バイオマス以外のバイオマス設備に対応する「バイオマス熱供給施設」を、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度の方法論として追加する。

変更前		変更後	
番号	種別方法論の名称	番号	種別方法論の名称
H002-1	木質バイオマス熱利用施設	H002-1	木質バイオマス熱利用施設 ※新規の計画認定は停止
H002-2	木質バイオマス蒸気供給施設 （熱電供給システム）	H002-2	木質バイオマス蒸気供給施設 （熱電供給システム） ※新規の計画認定は停止
H002-3	バイオガス熱供給施設	H002-3	バイオガス熱供給施設
		H002-4	バイオマス熱供給施設

※ 変更後は、「H002-1」「H002-2」で新規の「木質バイオマス熱利用施設」「木質バイオマス蒸気供給施設」の計画認定を停止し、既存の計画認定分に基づく削減相当量認証のみ継続実施する。

変更後は、新規の「バイオマス熱供給施設」の計画認定・削減相当量認証を「H002-4」で実施する。

1-2.グリーンエネルギーCO2削減計画認定・相当量認証申請様式の変更

バイオマス熱供給施設方法論の追加に伴い、今後グリーンエネルギーCO2削減計画認定・相当量認証申請様式のうち下記2点について、「参考資料3(①)」「参考資料4(②)」の通り、当該方法論の選択項目を共通で追加いたします。

- ① グリーンエネルギーCO2削減等計画書
- ② グリーンエネルギーCO2削減等計画書(実績)

※なお、グリーンエネルギーCO2削減計画の認定番号につきましては、「参考資料2」の通り定めるものといたします。

<グリーンエネルギー削減計画認定・相当量認証申請様式における追加項目(①②共通)>

1. 3 グリーンエネルギーCO₂削減計画に適用される方法論

注1) 本計画に適用される方法論にチェックすること。

チェック	種別方法論 番号	種別方法論名称
☐	P001	風力発電
☐	P002	太陽光発電
☐	P003-1	バイオマス発電(鶏糞、パガス等)
☐	P003-2	バイオガス発電
☐	P003-3	木質バイオマス発電
☐	P004-1	河川に設置する新設水力発電
☐	P004-2	既設設備等に付加して設置される水力発電
☐	P004-3	離島の河川に設置された既設水力発電
☐	P005	地熱発電
☐	H001-1	太陽熱(強制循環式給湯用ソーラーシステム(単独供給方式))
☐	H001-2	太陽熱(強制循環式給湯用ソーラーシステム(複数供給方式))
☐	H001-3	太陽熱(太陽熱利用セントラルシステム(給湯・暖房))
☐	H002-1	バイオマス熱(木質バイオマス熱利用システム)
☐	H002-2	バイオマス熱(木質バイオマス蒸気供給施設(熱電供給システム))
☐	H002-3	バイオガス熱
☐	H002-4	バイオマス熱供給施設
☐	H003	雪氷エネルギー(熱交換冷水循環式雪氷エネルギー施設)

2. 改正省エネ法対応に伴う申請様式変更について

2-1.第36回および第37回認証委員会におけるご確認事項

2024年度より施行される改正省エネ法において、各事業者にて償却されたグリーンエネルギーCO2削減相当量(tCO2)に紐づく非化石エネルギー使用量(kWh,GJ)について、省エネ法への定期報告の対象となることをご確認いたしました。

第36回認証委員会資料3_改正省エネ法への
対応について

2.省エネ法における証書等による非化石エネルギー量の報告について

- 改正省エネ法の施行により、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度において認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量(tCO2)は、償却を行った際に、これに紐づく非化石エネルギーの使用量(GJ,kWh)として省エネ法定期報告の中で報告を行うことができることとなった。

【省エネ法報告様式（様式第9）関連部分抜粋】

1-4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
☐ 熱			GJ・kWh
☐ 電気			
☐ 熱			GJ・kWh
☐ 電気			
☐ 熱			GJ・kWh
☐ 電気			

- 備考
- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
 - 5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 - 6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 - 7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

2-2.グリーンエネルギーCO2削減相当量償却・取消申請様式の変更

事業者が保有する削減相当量の償却・取消を行う際、ダブルカウント防止のため、償却量や償却目的等を記載したグリーンエネルギーCO2削減相当量償却・取消申請様式の提出をいただいております。

前ページのご確認事項より、グリーンエネルギーCO2削減相当量償却・取消申請様式である「償却・取消申請書(別紙)」における「償却の場合、その目的」選択欄の文言について、「参考資料5」の通り、下記文言へ修正させていただきます。

- 修正前: 温対法報告制度に用いる
- 修正後: 温対法・省エネ法報告制度に用いる

※その他選択肢の文言については修正はございません。

＜グリーンエネルギーCO2削減相当量償却・取消申請様式における修正項目＞

[illegible]